

# 「まるっと理解！NPO法人会計基準基礎研修」

日時：2011年11月20日（日）10：00～12：00

場所：なごやボランティア・NPOセンター

主催者：愛知県

受託者：特定非営利活動法人ボランタリーネイバーズ

講師：中尾 さゆり（特定非営利活動法人ボランタリーネイバーズ 相談事業部長、特定非営利活動法人の会計の明確化に関する研究会 委員）

資料：活動計算書のポイント、別表1活動計算書の科目、別表2貸借対照表の科目

## 1. 適用時期

	2010.7.20	2011.1.1	2011.6.30	2012.4.1NPO 法改正
認定NPO法人		税額控除選択可能	PST 要件追加	認定機関の地方移管 仮認定制度 みなし寄附金拡充
NPO 法人会計基準	策定			収支計算書→活動計算書へ

## 2. 特定非営利活動法人における会計の規定

NPO法人は、行政の監督を少なくし、情報公開を積極的に行うことで市民による監視に重点を置く制度。

情報公開：事業年度終了後3箇月以内に事業報告書、計算書類、役員名簿、10名以上の社員名簿を所轄庁へ提出。所轄庁を通じて一般市民に公開。

（会計の原則）

第二十七条 特定非営利活動法人の会計は、この法律に定めるもののほか、次に掲げる原則に従って、行わなければならない。

一 削除

二 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。

三 計算書類（活動計算書及び貸借対照表をいう。次条第一項において同じ。）及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。

四 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

「財産目録、貸借対照表及び収支計算書」から変更

中尾さゆり ([sally\\_nakao@yahoo.co.jp](mailto:sally_nakao@yahoo.co.jp)) [URL :http://blog.canpan.info/sally\\_nakao/](http://blog.canpan.info/sally_nakao/)

2011/11/20 NPO法人会計基準基礎研修（名古屋）

定款で「その他の事業」を実施している場合のみ

(その他の事業)

第五条 特定非営利活動法人は、その行う特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、当該特定非営利活動に係る事業以外の事業（以下「その他の事業」という。）を行うことができる。この場合において、利益を生じたときは、これを当該特定非営利活動に係る事業のために使用しなければならない。

2 その他の事業に関する会計は、当該特定非営利活動法人の行う特定非営利活動に係る事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

1998年12月経済企画庁国民生活局(当時)「特定非営利活動法人の会計に関する研究会」  
 1999年6月「特定非営利活動法人の会計の手引き」公表  
 →各所轄庁の「手引き」の基礎になっていった

### 3. NPO 法人会計基準

#### (1) NPO 法人会計基準策定の経緯

NPO法の制定以前から	アカウンタビリティを果たすために共通の会計基準の必要性が認識されていた
2007年6月	国民生活審議会「特定非営利活動法人制度の見直しに向けて」 ① 会計基準の必要性 ② 会計基準は強制ではなく目安 ③ 策定は行政が協力して民間主導で行われるべき
2009年3月31日	NPO法人会計基準の策定作業開始 全国18のNPO支援組織がNPO法人会計基準協議会を発足 NPO法人会計基準策定委員会に策定を諮問 パブリックコメント
2010年7月20日	NPO法人会計基準の策定
2011年3月	情報開示・発信基盤に関するWG 会計基準に準拠したフォーマット
2011年5月	内閣府「特定非営利活動法人の会計の明確化に関する研究会」開始
2011年6月	NPO法において「活動計算書」が位置づけられる
2011年12月頃	内閣府「NPO法人の手引き」公表予定
2012年4月	改正NPO法施行 収支計算書から活動計算書、他。

会計基準を民間で策定

ここから(所轄庁による)公認・権威付けのプロセス

アカウンタビリティ：利害関係者に対する説明責任、立証責任。

会計基準：会計処理および会計報告における法規範。会計の実務の中に慣習として発達したもののなかから、一般に公正妥当と認められたところを要約したものとして明文化された法規範。

## (2)基本的考え方

「市民の期待とそれにこたえるべきNPO法人の責任の双方にふさわしい会計基準と  
はいかなるものであるか」を策定作業の出発点とする。

情報公開の重要な部分を占める会計報告では

- ①市民にとってわかりやすいこと
- ②NPO法人の信頼性の向上につながること が必要

## (3)構成

(『NPO 法人会計基準 完全収録版』P.009 参照)

### 第1部 NPO 法人会計基準

NPO 法人会計基準の性格と基本的考え方

NPO 法人会計基準

NPO 法人会計基準 注解

別表 活動計算書の科目、貸借対照表の科目

様式 活動計算書、貸借対照表、注記、その他の事業がある場合の活動計算書、  
財産目録

### 第2部 実務担当者のためのガイドライン

パターン化された記載例

NPO 法人会計基準の Q&A

#### (4)特徴

##### ①計算書類の体系

NPO法（現時点）	財産目録、貸借対照表、 <u>収支計算書</u>	収支予算書
NPO法 （2012年4月1日以降）	計算書類（ <u>活動計算書</u> 、貸借対照表） 及び財産目録	活動予算書
NPO法人会計基準	財務諸表（ <u>活動計算書</u> 及び貸借対照表） 及び財産目録。注記。	—

- ・ 活動計算書：一定期間における NPO 法人の活動状況を表す計算書。営利企業における損益計算書に相当するフローの計算書。収支計算書と比較し、NPO 法人の財務的生存力を把握しやすい。
- ・ 収支計算書：資金の収支を記載した計算書。
- ・ 貸借対照表：年度末時点での NPO 法人の資産、負債、正味財産の有高を示すもの。  
資産の合計＝負債の合計＋正味財産の合計 となっている。
- ・ 財産目録：貸借対照表等を補完する書類として位置づけられる。

\* 例示用資料 P.4 参照

##### ● 活動計算書と貸借対照表の関係

現預金出納帳

日付	入金	出金	残高
4/1			15,000
10/1	50,000		65,000
10/20		40,000	25,000

活動計算書

事業収益	50,000
消耗品費	40,000
当期正味財産増減額	10,000
前期繰越正味財産額	15,000
次期繰越正味財産額	25,000

貸借対照表

現預金	25,000	前期繰越正味財産額	15,000
		当期正味財産増減額	10,000
資産合計	25,000	正味財産合計	25,000

## ②複式簿記を前提とする

- 単式簿記：現預金出納帳から計算書類を作成する方法

日付	勘定科目	摘要	収入	支出	残高
10/20	消耗品費	コピー用紙		40,000	25,000

- 複式簿記：仕訳帳→総勘定元帳→試算表→計算書類

(仕訳帳)

日付	摘要	借方		貸方	
10/20	コピー用紙	消耗品費	40,000	現金	40,000

(総勘定元帳)

勘定科目		現金					
借方				貸方			
日付	相手科目	金額	摘要	日付	相手科目	金額	摘要
4/1	前期繰越	15,000					
10/1	事業収益	50,000		10/20	消耗品費	40,000	
	借方計	65,000			次期繰越	25,000	
					貸方計	65,000	
	借方合計	65,000			貸方合計	65,000	

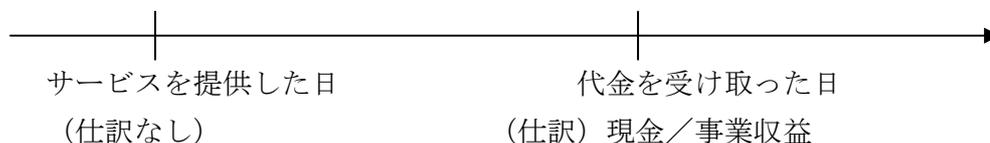
勘定科目		消耗品費					
借方				貸方			
日付	相手科目	金額	摘要	日付	相手科目	金額	摘要
10/20	現金	40,000	コピー用紙				
	借方計	40,000			貸方計	0	
					損益	40,000	
	借方合計	40,000			貸方合計	40,000	

(合計残高試算表)

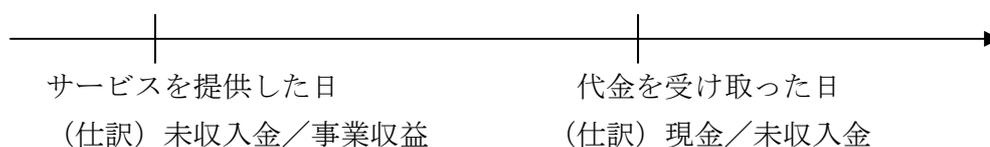
借方		貸方		
残高	合計	勘定科目	合計	残高
25,000	65,000	現金	40,000	
		事業収益	50,000	50,000
40,000	40,000	消耗品費		
		正味財産	15,000	15,000
65,000	105,000	合計	105,000	65,000

### ③現金主義会計から発生主義会計へ

**現金主義**：収益・費用の認識を資金収支という事実に基づいて認識する計算方法



**発生主義**：収益・費用の認識の対象となる役務の提供や事実が起きた時点で計上を行う計算方式。(資金収支以外に未収入金勘定や未払金勘定を使う)



日付	摘要	借方		貸方	
		3/31	○市受託事業	未収入金	100,000
3/31	3月分給与	給与手当	80,000	未払金	80,000

日付	摘要	借方		貸方	
		4/30	○市受託事業	現金	100,000
4/30	3月分給与	未払金	80,000	現金	80,000

## 【内容のポイント】

### ① 収支計算書から活動計算書へ（コスト計算、財務的生存力）

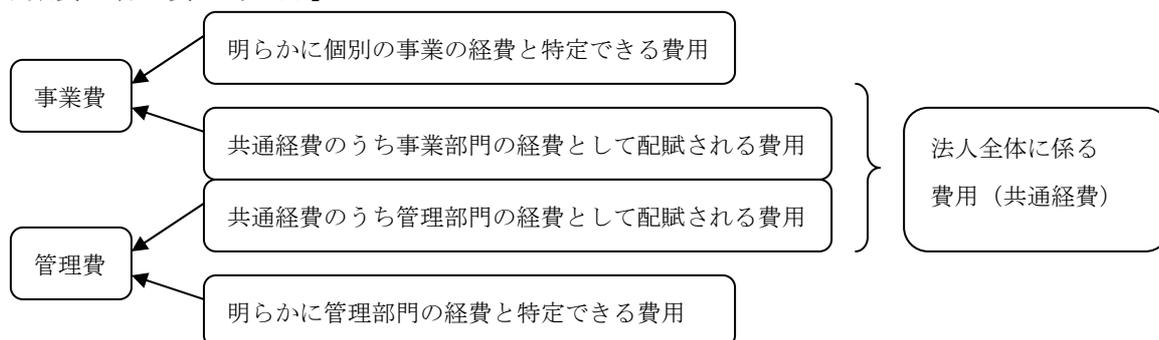
活動計算書は1年間の収益から費用や損失を引いて、1年で正味財産がどれだけ増減したかを、その原因の面から表すもの<sup>1</sup>。

### ② 経常費用の区分

#### a. 経常費用を事業費と管理費に分けた上で、人件費とその他経費に分ける

- ・事業費と管理費の定義、按分方法についてはQ&Aで解説（P.112-115、133-136）

#### 【事業費と管理費の考え方】



#### \* 按分方法

按分：基準となる比率を決め、その比率に応じて共通経費を分ける作業

按分の方法：従事割合、使用割合、建物面積比、職員数比

#### b. 複数事業の開示 複数事業を実施している場合には、事業別開示を推奨（注記）

- ・事業費の内訳（テキスト P.75）、事業別の損益（パンフレット、テキスト P.76）

### ③ 使途が制約された寄付金等

使途が制約された寄付金とは：「このような目的に使って欲しい」といって受け取った寄付金等で、期末までに使い切っていないもの

**原則**：注記

**重要性が高い場合**：貸借対照表の正味財産の部を指定正味財産と一般正味財産に区分するとともに、活動計算書においても指定正味財産増減計算の部、一般正味財産増減計算の部の区分を設け、それぞれの動きを表示（テキスト P.155-157）

< 期をまたぐ補助金、助成金 >（テキスト P.159-162）

<sup>1</sup> 『NPO 法人会計基準 [完全収録版]』 P.106

中尾さゆり ([sally\\_nakao@yahoo.co.jp](mailto:sally_nakao@yahoo.co.jp)) URL : [http://blog.canpan.info/sally\\_nakao/](http://blog.canpan.info/sally_nakao/)  
2011/11/20 NPO法人会計基準基礎研修（名古屋）

- ・未使用額の返還義務が課されている場合には、未使用額を前受助成金等として負債として計上する
- ・事業年度末に未収の金額がある場合、対象事業の実施に伴って当期に計上した費用に対応する金額を、未収助成金等として計上する
- ・使途が制約された寄付金等として財務諸表に注記をする

(例) 助成金を 30 万円受入れた。20 万円は当期に使用し、残り 10 万円は翌期に使用する予定である。

活動計算書	貸借対照表	
・・・	資産の部	負債の部
受取助成金 20 万円		前受助成金 10 万円
・・・		・・・

- ④ 無償・著しく低い価額の施設の提供等やボランティアを会計に取り込むことができる (P.139-154)

**原則**：会計的には認識しない

**合理的に金額を算定できる場合**：注記できる (テキスト P.89)

**財務諸表に計上するに足りるほど客観的なものである場合**：活動計算書に計上できる (テキスト：P.84、87)

- ⑤ 小規模法人への対応

「重要性の原則を柔軟に解釈して、少しでも負担の軽減を図る」という方向性

- ・簡便な方法をとる場合は、全体的に利用者の判断を誤らせないように最大限配慮しなければならない
- ・重要な事項はより詳細な会計報告をすることを明らかにする

## (5)導入にあたって

### ① 導入時期

NPO法：2012年4月1日施行（2012年4月1日以降開始事業年度分から）、  
経過措置あり

NPO法人会計基準：準備期間が終わり次第適用

### ② 定款変更

### ③ 勘定科目の整理（別表1. 2）

### ④ 事業費と管理費の見直し・確認

→認定NPO法人をめざしている法人は要チェック

- ・ 特定非営利活動に係る事業費／事業費の総額の割合が80%以上
- ・ 特定非営利活動の事業費に充てた額／受入寄付金の総額が70%以上勘定科目の整理（テキストP.28-31）

・ 基本は事業計画書や活動予算書の区分に合わせればOK。  
・ 助成金や補助金で二度手間にならないように、報告が必要な毎に分けておくとよい

### ⑤ 複数事業の表示方法、部門設定

特定非営利活動	A事業	A1：●●事業	法人税法上の 収益事業
		A2：○○助成事業	
	B事業	B1：■■受託事業	
		B2：□□補助事業	
その他の事業	C事業	C1：△△事業	
	D事業	D1：▲▲事業	

### ⑥ 注記の充実

### ⑦ 複式簿記の導入、現金主義から発生主義へ

## ⑧ 会計ソフトの導入、設定

- ・ [会計王NPO法人スタイル](#) 開発中

NPO 法人会計基準に近い形でエクセル出力可能。そこから加工すれば NPO 法人会計に準拠した計算書類の作成もできる。

- ・ [ee-会計ソフト「会計基準準拠版」](#) <http://blog.canpan.info/npokaikei/archive/62>

- ・ 現在使用中の会計ソフトを使い、[計算書類のみダウンロード](#)

<http://npokaikei.info/> 「サンプル」よりダウンロード可能（エクセル）

## (6)情報の入手方法

- ・ みんなで使おう！NPO 法人会計基準 (<http://npokaikei.info/>)
- ・ NPO 法人会計基準協議会『NPO 法人会計基準 [完全収録版]』
- ・ 馬場英朗『これ 1 冊で実務に対応できる基礎からわかる NPO 会計』
- ・ 特定非営利活動法人の会計の明確化に関する研究会  
(<https://www.npo-homepage.go.jp/data/report28.html>)